八代市手話言語・障がい者コミュニケーション条例を制定しました

問合せ　障がい者支援課　☎33-5110

本市では、障がいがある人もない人も、お互いに支えあう社会を目指し、「八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を令和8年4月1日から施行します。

この条例では、手話が言語であることを尊重し、障がいの特性を理解し、コミュニケーション手段の利用を促進していくために、基本理念、市の責務、市民・事業者の役割、市が推進していく施策について定めています。

今後も障がいがある人とその家族、関係する団体などと対話をしながら、障がいのある人一人一人が、手話や多様なコミュニケーション手段を利用し、意思疎通できる環境づくりに取り組んでいきます。

手話

手話は言語です

手話は手や指、顔の表情などを使って視覚的に表現することで、意思や気持ちを伝えるひとつの「言語」です。

市ホームページ

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の例

視覚的なコミュニケーション

手話　要約筆記　筆談　絵図　コミュニケーションボード

手や指の動き、文字や絵を使って視覚的に伝える方法

触覚的なコミュニケーション

点字　触手話　指点字

触れることで情報を伝える方法

聴覚的・音声的なコミュニケーション

音訳　代用音声

音声を活用した情報伝達方法

支援を介したコミュニケーション

代読　平易な表現　代筆　拡大文字　重度障害者用意思伝達装置

支援者や機器を介して行うコミュニケーション方法

こども誰でも通園制度

令和8年4月から始まります

問合せ　こども未来課　☎33-8721

「こども誰でも通園制度」とは、保護者の就労要件などを問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所などへ通園できる制度です。

1.対象のこども　保育所などに通っていない0歳6カ月～満3歳未満のこども

2.利用可能時間　こども一人あたり月10時間以内（1時間単位で利用可能）

3.利用料金　こども一人あたり1時間300円程度（施設により異なります）

4.利用のながれ

まずは…［利用申請］

窓口（市役所2階こども未来課）やこども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）から申請

（詳しくは、市ホームページを確認ください。）

※認定に数日かかります。利用認定のメールが届きます。

市ホームページ

認定を受けたら…［利用申込］

①システムにログインし、必要な情報を登録
②システムで希望施設に初回面談を予約
③希望施設で面談
④希望日時をシステムで予約
⑤決定日に利用

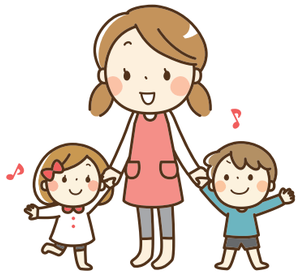

5.実施施設　次の10施設で実施します。

No	校区	施設名	住所	電話番号
1	八代	パール保育園	築添町1625-1	35-5782
2	松高	しらぬいみんなの通園（しらぬい保育園内）	高小原町1507-1	34-1002
3	太田郷	からたち保育園	萩原町一丁目7-36	33-3722
4	高田	つくしリエーつくし乳児通園支援センターー（八代つくし保育園内）	高下西町2283	34-5308
5	金剛	乳児等通園支援事業所「ひのでーる」（ひので保育園内）	三江湖町1427-14	35-9501
6	郡築	白島ぎんがみんなの通園（白島ぎんが保育園内）	郡築二番町110-3	37-0202
7	坂本	あさひ森の里山通園支援事業（あさひ森の保育園内）	坂本町鶴喰2226-1	45-8736
8	千丁	あけぼの保育園	千丁町新牟田141-1	46-0126
9	鏡	有佐だれでも通園事業所（有佐保育園内）	鏡町中島1344	52-0508
10	東陽	太陽保育園	東陽町南3100-1	65-2214

※受入時間や料金など、詳しくは通園制度総合支援システムで確認ください。